

第9回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会開催議事概要

1 開催日時

9月15日(金)午後1時30分から午後3時10分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

安藤正治(日本放送協会釧路放送局)

稲澤 優(釧路弁護士会)

津田鉄子(釧路市女性団体協議会)

富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)

西村 毅(釧路市連合町内会)

藤田信宏(釧路地方検察庁)

本田 晃(釧路家庭裁判所)

山崎 学(釧路家庭裁判所)

和田敏幸(釧路社会福祉士会)

(2) 欠席委員

青木富士彦(釧路町役場総務課)

秋本達之(釧路市立釧路総合病院)

中園桐代(釧路公立大学)

(3) 説明者

杉本正則(事務局長) 空井克憲(事務局長) 塩澤勝夫(首席家裁調査官)

高橋潤一(家裁首席書記官) 鈴木浩二(事務局次長) 富所猛男(事務局

次長) 干場雅浩(主任家裁調査官)

(4) 庶務

安藤正樹(総務課長) 安達哲也(総務課長) 石丸勝也(総務課庶務係長)

4 議事概要

(1) 委員長あいさつ

最高裁判所規則に基づく新しい釧路家庭裁判所委員会が発足から2期目に入ったことの紹介をし、8月1日付けで再任された青木富士彦委員、津田鉄子委員、富樫利弘委員、中園桐代委員の紹介及び同日付け新任の秋本達之委員、和田敏幸委員の紹介をした。

(2) 和田敏幸委員の自己紹介あいさつ

(3) 委員長代理の指名

委員長が委員長代理として山崎学委員を指名した。

(4) 塩澤勝夫首席家裁調査官が成年後見制度の理念、特徴、事件の動向及び手続などについて説明した。

(5) 成年後見制度について（意見交換要旨）

(委員長) 司法書士が任意後見制度を悪用し、事件本人から法外な費用を取っていたことが、過日新聞で報道された。然るべき団体から出ている後見人だったが、制度運用が充実しておらず、このような事態となり、家庭裁判所委員会で提言をして改善を図って行かなくてはならないと危惧している。

(委員) 事前配布資料の「成年後見申立ての手引」中、申立権者に成年後見人という記載があるが、後見人が既にいるのであれば、選任の必要性が感じられないが、どのような意味の記載なのか御教示いただきたい。

(裁判所) 後見人は、複数選任することもあり、財産管理と身上監護を分けて担当するケースもある。後見人が辞任する場合には、現後見人から新しい後見人の選任申立をしなければならない。

(委員) 推薦団体に後見人候補者を紹介してもらうケースがあるが、推薦団体では十分な人材がいるのか。また、そのような推薦団体を予め指定しておくことはできないのか。

(裁判所) 釧路では、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会の各団体からの名簿があり、十分な数の候補者を把握している。

推薦団体の指定については、希望として上申することは可能であるが、選任自体は裁判官が諸事情を考慮して決定するので必ず希望どおりとは限らない。

(委員) 推薦団体から推薦された候補者を後見人とした場合は有料となるのか。

(裁判所) 組織や地域によっても異なることがあり、正確な状況は裁判所でも把握

していない。

報酬については、裁判所に報酬付与の審判申立てがされてから裁判官が判断することになっており、その額については、後見業務等の内容や複雑さによって異なる。

基本報酬の他に、訴訟を起こすなどの特別に困難な後見業務を行った場合には付加報酬を検討する扱いになっている。

管理財産が僅少の場合や、法律行為のための一過性のものについては、この限りではない。

(委員) 後見人と被後見人との間で、何か問題となった事例はあるか。

(裁判所) 後見人、被後見人が夫婦である場合で、財産管理が不十分で、後見人が被後見人の財産を浪費しているケース等が親族から報告されて発覚したことがある。

(6) 後見業務を経験した委員によるケース紹介概要

ア 社会福祉士会の現況

北海道で63人の社会福祉士が後見人候補者として登録しており、札幌43人、旭川3人、函館2人、釧路15人と分布している。現在は20人の者が27件後見業務を担当している。

私は4件の担当歴があり、現時点で2件係属中である。

イ ケース1について

地域生活支援事業に関する市からの要請により担当した事案

被後見人が傷病年金と障害者福祉年金の併給を受けていたことが発覚し、返納の必要が出たため、財産管理上のやりくりで苦慮した。

また、被後見人と信頼関係を築くために苦労したが、買い物等の身上援助を通じて徐々に信頼を取り付けていった。

被後見人の死亡により後見は終了したが、葬儀等も私が執り行い、除籍や登記抹消等の諸事務を終えるのに、結果的に3か月あまりかかった。

ウ ケース2について

兄弟が遠方のため、近隣に親族がおらず、第三者後見となった事案

本来ならば特別養護老人ホームに入所していただく事案だったが、被後見人本人が、自宅居住を強く望んでいたため地域生活支援事業により、生

活支援センターの自立支援専門員，市のケースワーカー，介護施設のケアマネージャーやヘルパーと協力して取り組んだケース

配管清掃などの老人狙いの高額契約をしてしまう方だったので，財産管理上クーリングオフなどの手続を必要とした。契約業者は，裁判所から選任されている後見人である旨を告げると，スムーズに解約に応じてくれた。

最後には，被後見人の症状が悪化し，結果的に施設入所させて，施設で見送られて後見は終了した。

エ その他，補佐及び補助の事件をそれぞれ1件ずつ担当しており，現在係属中である。

オ 後見業務を経験して

その人が，その人らしく生きるためのニーズに応じていくのが方針であり，社会福祉士は，そういった方を安い費用でサポートしていく者と考えている。

後見人候補者として名簿登載となるためには，東京での研修受講が必要なので，札幌等のもっと近隣で受講できる体制が必要と考える。

また，私たち社会福祉士は，後見業務に当たって保険を掛けている。第三者後見人に就任する人たちには，そういった制度も大切である。

(委員長) 裁判所は，後見制度の何を考え，どこに悩んでおられるのかお聞きしたい。

(裁判所) 事件数が倍増しており，今後も増える見通しから，適正迅速かつ後見制度の趣旨に沿った運用に努めるために効率的な事務処理を考えている。

例えば，比較的時間のかかる鑑定の期間短縮のために，鑑定書の簡略化やケースによっては鑑定の省略などを検討している。

また，後見監督業務についても，メリハリを付けた適正な監督の在り方について検討している。

5 次回日程等について

日時 平成19年2月1日(木)午後1時30分から

議題 成年後見制度について(鑑定，地域包括支援センターを中心に)

(閉会)